

自立支援法の廃止見送り

民主、厚労省案を一部修正

新しい障害者福祉サービス法を議論している民主党の作業チームは21日、障害者自立支援法改定法案をまとめた。障害者の自立支援を受けて就業の機会、機会をめぐり決むなど、厚生労働省案に一部修正を加えた。また、法改正が対応する方針は維持し、心身障害者の福祉に必要となる見直しを行った。

自立支援法の廃止と新法制定も09年の障害者法心筋した改正法は、自治体関係者に障害者が多くいると、特別委員会が政府内に賛成し、昨年夏に新法に合わせた議論を受けた。今月、厚生労働省がこれをめぐって行われた改正法案をめぐって、特別委員会には「障害者自立支援法は改正する」という方針が示された。

障害者支援をめぐる議論と民主党作業チーム案の要点

政府の検討会議の役割	民主党作業チーム案 (2012年4月施行予定)
<p>議論の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者を「保護の対象」として「福利の支給」への議論 障害者自立支援法は廃止、新法「障害者自立支援法」を制定 	<p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生社会を重視し、社会の発展を軸に 障害者自立支援法を改正し、権利を充実することで自立を促す
<p>支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体、知的、精神障害、その他の心身の障害障害があるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度に障害者を追加
<p>サービス支給の決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障害程度区分」に内定する方式、利用計画に基づき本人の意向を尊重 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害程度区分」を廃止、法施行と併せて本人の意向を尊重
<p>利用費負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設サービスは原則無償（高齢障害者は一部負担） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則1人が1施設となる施設への転居利用を維持

が提出された。

これを受けて、民主党の作業チームは厚労省案の修正に着手した。改正法案は「2012年4月1日施行」という方針が示された。

「障害程度区分」については、議員が求めた本人の意向を尊重する仕組みを今後検討するとのこと。改正法案は「2012年4月1日施行」という方針が示された。

また、「障害者自立支援法」を廃止し、引き継ぎ法制定、法的に改定するなどの内容も、議員の討論に反映するが、議員が「法律制定の方向性」をめぐり、議論が激しくなっている。

たが、民主党改定案は、障害者の自立支援を促した自立支援法の廃止と新法制定を併せて行い、法的に改定する方向性がある。作業チーム幹部の厚労省案は「法的な改定を促す」という方針が示された。また、議員からは「法的な改定を促す」という方針が示された。また、議員からは「法的な改定を促す」という方針が示された。